

役員等及び評議員の報酬等に関する基準

初版制定日	平成29年4月1日
版数	第4版
最終改定日	令和2年4月1日

社会福祉法人 太鷲会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太鷲会定款 第11条に規定する社会福祉法人太鷲会（以下「当法人」という）の役員等及び評議員の報酬等に関する基準について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員等とは、理事及び監事及び評議員選任・解任委員をいう。
- 3 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外をの者をいう。

(役員等の報酬)

第3条 非常勤の役員等が理事会・評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

- 2 非常勤の理事が理事会出席以外で当法人運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び旅費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、旅費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が当法人の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び旅費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、旅費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等、評議員が、当法人の業務のため出張する場合は、別途旅費規程により支給することができる。

(適用除外)

第7条 当法人の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

付則

平成29年4月1日（第1版）・平成29年6月18日（第2版）

この規程は、令和2年4月1日から施行するものとする。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	金額
理事長	月額 500,000~800,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬) (単位：一回)

	報酬	旅費
理事会出席 (姫路市内) (理事長除く)	7,000 円	1,000 円
理事会出席 (姫路市外) (理事長除く)	7,000 円	実費
評議員会出席 (姫路市内)	7,000 円	1,000 円
評議員会出席 (姫路市外)	7,000 円	実費
評議員選任・解任委員会 (姫路市内)	7,000 円	1,000 円
評議員選任・解任委員会 (姫路市外)	7,000 円	実費

別表 3 (単位：一日)

名称	報酬	旅費
理事業務等 (姫路市内) (理事長除く)	7,000 円	1,000 円
理事業務等 (姫路市外) (理事長除く)	7,000 円	実費
監事監査指導等 (姫路市内)	7,000 円	1,000 円
監事監査指導等 (姫路市外)	7,000 円	実費

(注) 別表 2・3 の金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した金額